

## 明治安田生命から新しいタイプの一時払終身保険

5年ごと利差配当付一時払特別終身保険

# Everybody 新発売!

エブリバディ

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2006年9月2日より、**5年ごと利差配当付一時払特別終身保険「エブリバディ」**を発売します。

当社従来の終身保険（一時払）と比べて長期的な貯蓄性を高めており、「**一生涯の保障**」と「**長期的な資産形成**」を同時に確保したいというお客さまが「**簡単なお手続き**」でご加入できる、新しいタイプの一時払終身保険です。

なお、本商品は、当社と生命保険募集代理店委託契約を締結する銀行・信用金庫等（金融機関等窓口）および当社営業職員で販売します。

### 「エブリバディ」の主な特長

#### 特長1. 安心の生涯保障と魅力的なキャッシュバリュー!

- ご契約当初一定期間（第1保険期間<sup>※</sup>）の死亡給付金額を既払込保険料相当額とすることにより、**それ以降（第2保険期間）の保障が大きくなるよう工夫**しています。さらに将来のリスクにしっかり備えておきたいという方に、**一生涯の保障**でお応えします。

※金融機関等窓口用は10年、当社営業職員用は5年

- また、第2保険期間中の解約返戻金（キャッシュバリュー）が当社従来の終身保険（一時払）に比べ**高まっており、長期的な資産形成**にもご活用いただけます。

#### <死亡保険金額・解約返戻金例>

男性 50歳 一時払保険料（保険料建）1,000万円 第1保険期間10年の場合

経過年数	第1保険期間			第2保険期間		
	1年	3年	10年	第2保険期間開始日	20年	30年
死亡保険金額	1,000万円			1,390万円		
解約返戻金 <sup>※</sup>	985万円 (98.5%)	1,000万円 (100.0%)	1,000万円 (100.0%)	1,099万円 (109.9%)	1,193万円 (119.3%)	1,277万円 (127.7%)

※下段カッコ内は解約返戻金の一時払保険料に対する割合（割合は、解約返戻金÷一時払保険料で算出）

注：第1保険期間の解約返戻金は既払込保険料相当額を上限とします。

#### 特長2. 簡単な告知でご加入可能!

- 医師による**診査は不要**です。**簡単な告知**をしていただくだけで、**最高で1億円（一時払保険料）**までご加入いただけます。

# 1. 「エブリバディ」の発売の背景

## (1) 万一の備えと生活資金のニーズ

高齢になるにつれ老後の生活資金へのニーズが強くなるなか、病気や不時の災害の備えといった万一の保障へのニーズは年齢にかかわらず高いものとなっています。

【図1】年齢別にみた貯蓄の目的

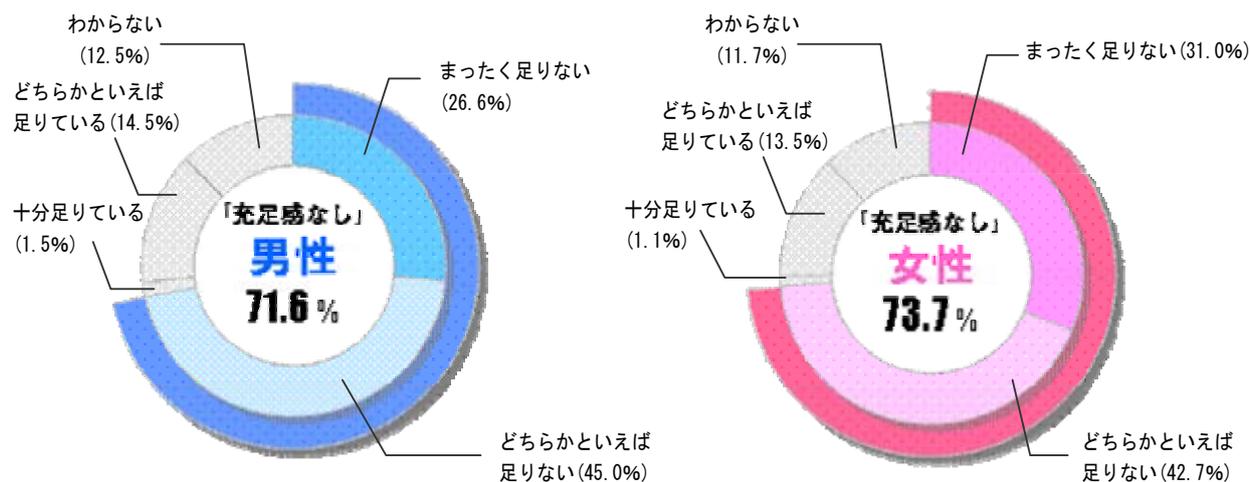
	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
1位	子どもの教育資金	病気や不時の災害の備え	老後の生活資金	病気や不時の災害の備え
2位	病気や不時の災害の備え	老後の生活資金	病気や不時の災害の備え	老後の生活資金

出典：金融広報中央委員会  
「平成17年家計の金融資産に関する世論調査」

## (2) 多くの方が老後保障に対して不安を抱えています

老後のための私的な経済的準備に公的保障や企業保障を加えた老後資金について、男女問わず70%以上の方が「充足感なし」と考えています。

【図2】老後保障に対する充足感



出典：生命保険文化センター  
「平成16年 生活保障に関する調査」

## (3) 団塊の世代の方々が定年退職のピークを迎えます

2007年～2009年の間に**およそ700万人の方々が定年退職を迎えます\***。確かな老後の生活資金と万一の備えの準備が今後ますます重要になります。

※総務省 統計局 平成16年10月1日現在推計人口より

上記の背景を踏まえ、まとまった資金でお客様の「一生涯の保障」と「長期的な資産形成」のニーズにお応えする保険「エブリバディ」を発売しました。

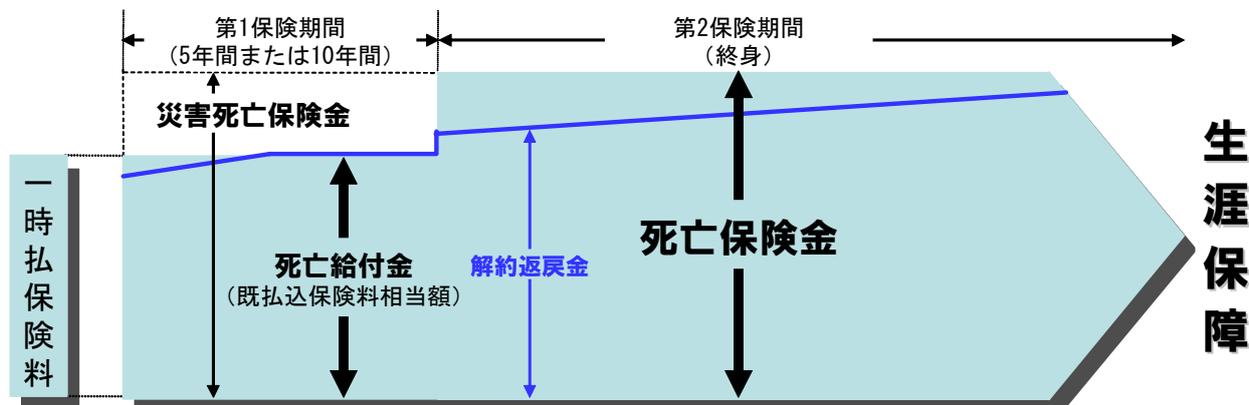
簡単な告知でご加入いただけるわかりやすい商品となっていることから、幅広いお客様のニーズに応えることができました。

### 【ご参考】 「エブリバディ (Everybody)」のネーミングについて

「エブリバディ」は幅広い年齢層に簡単な告知でご加入いただける商品となっていることから、より多くのお客様に一生涯の保障と安心をお届けするという意味をこめて名づけました。

## 2. 「エブリバディ」の概要

### (1) しくみ図



### (2) 保障内容

- ・第1保険期間（5年間または10年間）は、災害による死亡時に所定の死亡保険金額と同額の災害死亡保険金をお支払いし、病気による死亡時に既払込保険料相当額の死亡給付金をお支払いします。また、第2保険期間（終身）は、災害や病気による死亡時に所定の死亡保険金額をお支払いします。
- ・なお、高度障害状態になられた場合にお支払いする給付金、保険金はありません。

### (3) 主なお取扱い

#### 金融機関等窓口用

第1保険期間	契約年齢	最高一時払保険料	最低一時払保険料	単位
10年	15～49歳	7,000万円	300万円	10万円
	50～80歳	1億円		

加入区分	告知書扱い（職業告知※）
払込方法	一時払

※金融機関等窓口用については、医師による診査は必要ありません。告知項目につきましては職業告知のみとなっています。

#### <死亡保険金額・解約返戻金例>

一時払保険料（保険料建）1,000万円 第1保険期間10年の場合

契約年齢	男性		女性	
	第2保険期間の死亡保険金額	第2保険期間開始日の解約返戻金※	第2保険期間の死亡保険金額	第2保険期間開始日の解約返戻金※
40歳	1,519万円	1,094万円 (109.4%)	1,609万円	1,092万円 (109.2%)
50歳	1,390万円	1,099万円 (109.9%)	1,464万円	1,096万円 (109.6%)
60歳	1,286万円	1,105万円 (110.5%)	1,337万円	1,101万円 (110.1%)

※下段カッコ内は解約返戻金の一時払保険料に対する割合（割合は、解約返戻金÷一時払保険料で算出）

**当社営業職員用**

第1保険期間	契約年齢	最高一時払保険料	最低一時払保険料	単位
5年	15～49歳	5,000万円	200万円	10万円
	50～80歳	1億円		

加入区分	告知書扱い※
払込方法	一時払

※当社営業職員用のエブリバディについても医師による診査は必要ありません。職業告知に加え健康状態に関する5項目の簡易な告知となっています。

**<死亡保険金額・解約返戻金例>**

一時払保険料（保険料建）1,000万円 第1保険期間5年の場合

契約年齢	男性		女性	
	第2保険期間の死亡保険金額	第2保険期間開始日の解約返戻金※	第2保険期間の死亡保険金額	第2保険期間開始日の解約返戻金※
40歳	1,502万円	1,030万円 (103.0%)	1,593万円	1,028万円 (102.8%)
50歳	1,368万円	1,033万円 (103.3%)	1,447万円	1,032万円 (103.2%)
60歳	1,255万円	1,036万円 (103.6%)	1,316万円	1,034万円 (103.4%)

※下段カッコ内は解約返戻金の一時払保険料に対する割合（割合は、解約返戻金÷一時払保険料で算出）

以 上